障害年金に関するお知らせ

平成29年12月1日から 「血液・造血器疾患による障害」の 認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 認定のための検査項目を見直します。

分類区分の名称(主な疾患)	検査項目の主な見直し箇所
① 赤血球系・造血不全疾患	「赤血球数」を削除し、
(再生不良性貧血、溶血性貧血 等)	「 網赤血球数 」を追加します。
② 血栓・止血疾患 (血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症 等)	「 凝固因子活性 」を追加します。
③ 白血球系・造血器腫瘍疾患	末梢血液中の「赤血球数」を
(白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫 等)	「 ヘモグロビン濃度 」に変更します。

2 造血幹細胞移植についての規定を加えます。

○ 造血幹細胞移植を受けた方は、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して 認定します。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。





障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります。

1 初診日に被保険者であること

● 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】

初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の 状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

● 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】

初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

● 障害認定日(※)に障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級〜3級)に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級(障害厚生年金については1級〜3級)に該当すること

※障害認定日:障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または 1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合(症状が固定した場合)はその日

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ (全国の相談・手続窓口) でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構 検索

http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

- また、『ねんきんネット』(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)では、インター ネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
 - ※ ただし、このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザ I D、パスワードのお申し込みをしていただく必要があります。